国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 2024/10/21 最終更新日 2024/10/21

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2024/10/21
国立大学法人名		国立大学法人京都教育大学
法人の長の氏名		太田 耕人
問い合わせ先		総務・企画課 TEL:075-644-8106 Mail:somu@kyokyo-u.ac.jp
URL		https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/gc/index.html

=7 +b -+ -T		=
経営協議会による確認	更新の有無更新あり	記載欄 令和6年9月24日の経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本年度の適合状況について説明を行い、該当の各原則すべて適合していることを確認のうえ審議了承を経ています。
監事による確認	更新あり	令和6年8月26日、監事に本報告書の更新案を説明し、次のようなご意見をいただきました。 ・教員不足が社会的な問題となる中で、教員養成大学である本学の役割は非常に重要である。教職という職業や本学の魅力を学生や保護者を含むステークホルダーにとどまらず、将来の教師になり得る高校生にも理解してもらう広報をより充実されたい(原則1-1、含む物価の上昇など厳しい環境の下、種々の対策を講じて円滑な財務運営につとめている点は評価できる。教職調整額の増額が議論されており、仮に実現すれば財政に多大な影響を与える可能性が高く、また本学全体における附属学校園の規模という構造的な問題もあり、慎重に検討・運営されたい(補充原則1-3④、1-3⑥(3))。・学長の本年3月31日付の任期満了に伴い、学長選考・監察会議によって学長選考手続きが、規程等の手続きに従い、適切に実施された。来年度は見直しがされているところであるが、引き続き精査されることを望む(補充原則3-3-1①)。 これら監事の意見を踏まえ、今後適切に対応していくこととしております。また、この他に表記の追加、修正等のご提案がありご意見を反映しております。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☑ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則2-2-1~原則2-2-3(運営方針会議に関する原則)は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- □ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原 則を実施しない理由又は今 後の実施予定等		

【基本原則 1. 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築】

記載事項	更新の 有無	記載欄
原則 1 — 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋	更り 新 あ	○ミッション 【参照収Ⅰ: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/mokuteki/】 京都教育大学は、
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		目標・戦略に基づいた取組の進捗状況の検証については、企画調整室が担当部署に報告を求め、学長を室長とする大学評価室が精査しています。その上で、各部署にヒアリングを実施し、必要に応じて改善をもとめ、最終的に報告される達成状況を確認しています。 当法人は、中期目標・中期計画を、本学ウェブサイトにて公表しています。 【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/plan.html】 当法人は、国立大学法人評価について、本学ウェブサイトにて公表しています。 【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/houjinhyouka.html】 当法人は、認証評価・外部評価について、本学ウェブサイトにて公表しています。 【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/ninsyouhyouka.html】
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制		当法人は、組織運営規則において法人組織を定めるとともに、各法人組織の規程において組織の権限と責任体制を明記しています。 経営及び教学双方に係わる事項の企画・立案・点検・評価等を行う組織として、法人室(企画調整室、教学支援室、研究推進室、大 学評価室)を設置しています。法人室において策定した原案は、教育研究評議会及び経営協議会で審議し、役員会において学長が決定 しています。教育研究に係る事項については、教育の質保証等に資するため、教育学部並びに大学院連合教職実践研究科の教授会での 審議等を経て、上記の審議・決定の手続を行っています。 議査の円滑かつ適切な実施等のため、監事(常勤1名及び非常勤1名)は、教育研究評議会、経営協議会及び拡大役員会等の重要な 会議に出席し、適宜、監事の立場からの意見を述べています。 当法人は、法人組織等について、本学ウェブサイトにて公表しています。 【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/houjin.html】 また、「本学概要2024」のP4に組織図を掲載しています。 【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/gaiyo】

補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構 成の実現、性別・国際性・ 障がいの有無等の観点での ダイバーシティの 含めた総合的な人事方針	更新あ	当法人は、ダイバーシティの確保等を含めた人事の方針として、第4期中期目標・中期計画における人事に関する計画(同計画「Xその他 2. 人事に関する計画」)を、以下のとおり定め公表しています。 ・学校現場で指導経験のある大学教員の割合を25%以上に維持するとともに、学校現場で指導経験のない新規採用の大学教員には附属学校園を活用した研修を実施し、その参加割合を100%とする。 ・教職員における女性管理職の割合を18%以上とする。 この他、女性活躍推進法などに基づく次世代行動計画、及び大学教員の採用に当たりダイバーシティの確保に努めることなどを基本原則とした「国立大学法人京都教育大学人事の方針」を本学ウェブサイトにて公表しています。 また、特任教員や令和2年度以降採用の教員について年俸制を適用しているほか、若手教員や障害者の積極的な雇用、附属学校園における外国語指導助手(ALT)の配置、清掃業務の外注など様々な人材の確保について、積極的な取組を行っています。 教職員の出産や育児、介護等に関する休暇・休業・給付制度については、ウェブサイトや一括送信メール、研修会などを活用して引き参周如を図っています。 【国立大学法人京都教育大学第4期中期目標・中期計画 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/plan.html】 【国立大学法人京都教育大学人事の方針 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/jinji_h.pdf】
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		当法人の中期的な財務計画については、第4期中期計画の「VI予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」において記載、ウェブサイトにて公表しています。また、第4期中期計画に掲げる計画を遂行するに当たり、本学財政の課題とその解決に向けた方針を示した「国立大学法人京都教育大学中期財政計画」を本学ウェブサイトにて公表しています。 【国立大学法人京都教育大学第4期中期目標・中期計画 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/plan/plan.html】 【国立大学法人中期財政計画 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/chukizaiseikeikaku-R1.pdf】 【国立大学法人京都教育大学財務・事業レポート 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/koukaihou22jyo/zaimu.html】
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)		当法人の教育研究の費用及び成果については、財務状況、運営状況、キャッシュ・フロー等を示した「財務諸表」「決算報告書」及び財務データと関連付けた学部・附属学校園等の各セグメントにおける事業内容等を示した「事業報告書」を公表しています。この他、会計課が作成した原案を企画調整室が検討し、経営協議会並びに役員会の審議を経て、学長が「国立大学法人京都教育大学財務・事業レポート」を決定し、本学ウェブサイトにて公表しているほか、学生の保護者で組織する「教育後援会」や京都府・市の教育委員会並びに公立学校管理職が委員である「京都教育大学連携協議会」などの場で説明するなど、ステークホルダーに対しての周知にも努めています。 【財務に関する情報 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/koukaihou22jyo/zaimu.html】 【国立大学法人京都教育大学財務・事業レポート 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/koukaihou22jyo/zaimu.html】
補充原則1-4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針		当法人は、学長が担当理事の意見を聴取し、若手・中堅教職員を法人室員(企画調整室、教学支援室、大学評価室、研究推進室)や法人運営の委員会委員(15委員会)及び法人の役職(学長補佐等)に指名し、運営に参加させることで教職協働体制のもと、法人経営を担いうる人材の計画的な育成を図ることとしています。

【基本原則2. 法人の長の責務等】

原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等	当法人は、学長を補佐する体制として、以下のように理事、副学長及び学長補佐を配置するとともに法人室等を設置し、学長のリーダーシップの下、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保を行っています。 1. 理事 (3名の役員) 総務・企画担当 (副学長兼務) 、教務・学生指導担当 (副学長兼務) 、法務・コンプライアンス担当 (非常勤) 2. 副学長(5名の教職員) 労務・財務担当、研究推進担当 (研究推進担当 (研究性 (3名の教職員) 学長補佐(3名の教職員) 評価・内部監査担当、広報担当、IR担当 4. 法人室(4つの法人室) 企画調整室、教学支援室、大学評価室及び研究推進室を設置し、学長や副学長が室長となり、教員と事務の課長職によって組織することで機能的に役員会と連携 5. 法人運営の委員会 (15委員会) 理事や副学長が委員長となり、教員と事務職員によって組織することで機能的に法人運営に寄与 6. 拡大役員会 (毎月開催) 学長を補佐する体制の強化を図るため、監事を含む役員に加えて、副学長、附属図書館長、教育創生リージョナルセンター機構長、学長補佐が出席
原則2-3-1役員会の議事録	本学ウェブサイトにて随時公表しています。 【国立大学法人京都教育大学役員会議事録 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/proceeding.html】
原則2-4-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況	当法人は、積極的に産業界や他の教育研究機関等、外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用しています。教職員の雇用等においては、人事交流を積極的に行うことなどを記した「国立大学法人京都教育大学人事の方針」を定め、ダイバーシティを考慮し、多様な人材確保に努めています。その具体例は以下の通りです。 ・非常勤理事を法曹界から登用 ・大学教員の採用は公募制を原則 ・京都府・市の公立学校の管理職経験者、教育委員会経験者を特任教授として採用 ・附属学校教員を京都府・市教育委員会との人事交流により採用 【国立大学法人京都教育大学人事の方針 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/jinji_h.pdf】

【基本原則3.経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び責務と体制整備】

補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		経営協議会の外部委員については、「国立大学法人京都教育大学経営協議会規程」第2条第1項第五号に「法人の役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」と規定されています。この規程に基づき、「外部委員の選考」に当たっては、学長が中期目標・中期計画並びに本学のビジョンを達成するために行う審議に必要な分野(報道機関、民間企業経営者、教育委員会、国立大学法人学長経験者、保護者団体など)から、候補者リストを作成し、教育研究評議会の意見を聴いたうえで任命しています。外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫については、経営協議会において、学長が本学の中期計画等に関する取組状況について説明を行った上で、通常の審議事項の他に、外部の意見を反映させたいテーマを提示するなど、議論を活性化させるよう工夫しています。加えて、経営協議会の審議事項の理解を深め、会議中の意見を引き出すため、事前に審議事項のポイントを記した資料を送付するなど工夫しています。 【法人組織 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/houjin.html】 【経営協議会 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/keiei.html】
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		当法人の学長選考・監察会議では、学長の選考に当たって、求める資質・能力等を示した学長候補者選考基準に則り、慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、学長選考の過程で本学ウェブサイトにて速やかに公表しています。 【学長選考・監察会議に関する情報 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/gakutyohokoku/】
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		「国立大学法人京都教育大学学長選考規程」第11条において「学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は一度限りとし、任期は2年とする。」と規定されており、本学ウェブサイトにて公表しています。なお、学長の任期については、平成16年7月27日開催の学長選考会議において、中期計画を達成するにふさわしい年限として4年は必要であることと審議されており、また、再任期間については他大学の状況を勘案して決定しています。 【国立大学法人京都教育大学学長選考規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/03-500st.pdf】
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き		学長解任の手続きは、「国立大学法人京都教育大学学長解任規程」に基づき進めることになっており、学長解任の審査、審査結果の公表、文部科学大臣への申出については、すべて学長選考・監察会議が行うこととしています。 【国立大学法人京都教育大学学長解任規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/03-520st.pdf】
補充原則3-3-32 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果	更新あり	令和5年度の学長の業務執行状況の評価については、学長選考・監察会議が令和6年8月に行ったヒアリングを踏まえて評価し、評価結果を令和6年9月9日付で本学ウェブサイトに公表しています。 【学長選考・監察会議に関する情報 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/gakutyohokoku/】
原則3-3-4 学長選 考・監察会議の委員の選出 方法・選出理由	更新あり	「国立大学法人京都教育大学学長選考・監察会議規程」により経営協議会から法人の役員又は教職員以外の者で大学に関し広く識見を有するものから3名、教育研究評議会から学長及び学長の指名する理事以外の者から3名それぞれ互選により選出されました。
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		大学総括理事は置いていません。

【基本原則4. 社会との連携・協働及び情報の公表

原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫		当法人では以下のものを整理して本学ウェブサイトにて公表しています。 1. 法人運営・法人組織 【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/houjin/】 2. 教育・研究目的 【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/outline/mokuteki/】 3. 教育創生リージョナルセンター機構を中心とした社会貢献について 【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/huzoku/center/】 4. 研究者総覧 【参照URL: https://kyoinjohoweb.kyokyo-u.ac.jp/】
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況		項目については本学ウェブサイト「情報公開」にそれぞれ随時掲載し公表しています。具体的には、産業界、地域社会を対象とした「大学の紹介」「学部・大学院」「研究活動」「附属施設・センター」、受験生を対象とした「入試情報」「就職・進路」、在学生を対象とした「キャンパスライフ(教務・学生生活情報)」、留学希望者を対象とした「国際交流・留学」等、対象に応じて公表しています。 【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/】
	更り 新 あ	 教育研究上の基本組織 ・教員組織、教員数、並びに各教員が有する学位及び業績 ⑦ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況 ⑨ 存業者の教員免許状の取得の状況 ⑨ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ① 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定にあたっての基準 ① 校地、校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境 ① 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 ① 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ④ 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組 ⑤ 下 D活動に関する取組 ① 下 D活動に関する情報【参照URL: https://www.kyokyo-u. ac. jp/outline/kyoikujoho/】 ⑤ に関する取組【参照URL: https://www.kyokyo-u. ac. jp/kyoumu/o/fd. html】 2. 自主的な情報公表 海外の協定校及び海外派遣学生者数【参照URL: https://www.kyokyo-u. ac. jp/kyoumu/tannigokannseido/】 大学間連携(単位互換制度)【参照URL: https://www.kyokyo-u. ac. jp/kyoumu/tannigokannseido/】 ① 地域連携並びに産学官連携(大学コンソーシアム単位互換制度) 【参照URL: https://www.consortium.or.jp/project/tg】
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体 制及び見直しの状況	更り 新 あ	○「京都教育大学における公益通報者の保護等に関する規程」により、総務・企画課に通報窓口を設け、学長は必要に応じて調査委員会を設置して調査を行う、是正措置等が必要な場合は措置を行うこととしています。また、通報者に対しては、不利益が生じないよう適切な措置を講じなければならないとして本学ウェブサイトにて公しています。また、通報者に対しては、不利益が生じないよう適切な措置を講じなければならないとして本学ウェブサイトにて公しています。 ○「京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程」により、公的研究費の管理・運営について責任体制を明確にし、公的研究費の不正使用の防止、及び不正使用があった場合の措置について必要な事項を定めています。 ○「京都教育大学における公の開催や、「公的研究費の不正使用・研究活動の不正行為防止ハンドブック」を作成し、不正使用防止に努めています。 ○「京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」により、研究に従事する役員及び教職員等の研究活動の不正行為を防止し、不正行為に厳止かつ適切に対応するために必要な事項を定めています。 ②「京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」により、研究に従事する役員及び教職員等の研究活動の不正行為を防止し、不正行為に厳止かつ適切に対応するために必要な事項を定めています。教員を対象にした研究活動の不正行為防止に関する「研究値理。ラーニングコース」の受講、学生に対する研究倫理を対してリーント「研究者行動規範」の配付などにより、研究活動の不正行為防止に努めています。 ○「京都教育大学における安全保障輸出管理規則」により、本学教員の外国出張・外国人研究者等の受入れ・技術の提供・貨物の輸出に関し、安全保障し一般思念を健認や、その懸念度に応じた処理、結果記録を行っています。 ○「京都教育大学における公的研究者の適正な取扱いに関する規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-180st.pdf】【京都教育大学における公的研究費の適正な取扱いに関する規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-220st.pdf】【京都教育大学における公の研究費の適正な取扱いに関する規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-221st.pdf】【京都教育大学における安全保障輸出管理規則 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-222st.pdf】【京都教育大学における安全保障輸出管理規則 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-222st.pdf】【京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-222st.pdf】【京都教育大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-222st.pdf】【京都教育大学における公的研究者の原理に関する規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-222st.pdf】【京都教育大学における公的研究者の原理に関する規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-222st.pdf】【京都教育大学における公的研究者の原理に関する規程 参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/04-222st.pdf】【京都教育大学における公的研究者の原理に対するといるのでは、またので

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項 ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報【参照URL: https://www.kyokyo-u.ac.jp/jyohokokai/koukaihou22jyo/】

6